

ID: 852

担当部署: 保健福祉課

<b>処分の概要</b>	寡婦に対する居宅における介護等の措置の解除		
<b>法令名 根拠条項</b>	母子及び寡婦福祉法 第33条第2項		
<b>法令番号</b>	昭和39年法律第129号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第33条第2項において準用する法第18条に準じ法第33条第1項の規定による。                  (寡婦日常生活支援事業)</p> <p>第33条 都道府県又は市町村は、寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活等に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活等を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成22年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日